

tione monasteria possedissee noscuntur, quiete deinceps et sine molestia qualibet eis possidenda firmamus. §. 1. Saluo utique episcoporum censu annuo, quem ex eisdem altaribus soliti sunt habere.” この規定の解釈は、Hefele-Leclercq, V-1, p.401 に従う。尚、クレルモン公会議規定については史料上の問題があり、当該規定はヴァリアントの一つである。cf. *ibid.*, pp. 399-400.

- 17) Du Cange, *Glossarium mediae et infimae latinitatis*, Graz, 1954, t. 6, v^o persona, pp.284-85. デュ・カンジュは当該箇所直前では、persona が小教区司祭であり、修道院に譲渡された altare に対して司教が redemptio を要求する事例を扱っており、直後にはマビオンを引いて、personaliter tenere とは altarium redemptio と呼ばれる毎年の負担支払い(ママ)の下での教会財産の保有、impersonaliter tenere とは personatus から自由にそれを得ることであると定義する。従って、マビオン-デュ・カンジュールマリニエにあっては、修道院所有下の小教区教会についての司教-修道院-小教区司祭の間の諸関係は、①司祭が死んだ際の redemptio 或いは毎年のサンスの、司教への修道院による支払いの形態、この場合司祭は persona と表現される、② persona 資格が修道院に属し、小教区教会には vicarius が立てられる、この場合には一方で司教-vicarius 間には直接的関係は存在せず、他方司教-修道院関係は当該修道院が受益する特権によって様々であり得る、の二形態が基本的に想定されていると考える事が出来よう。
- 18) Lemarignier, *Le monachisme*, p.379, n. 71.
- 19) 前註16) 参照。この箇所、altare を decima のみに限定して解釈する論者もいる (Constable, *op. cit.*, pp.91-92.) が、ヴィアールによれば、テキストが問題とするフランスでは、altare と decima は区別して使われているが故にこの用例は実態にそぐわないという事になる。Viard, P., *Histoire de la dîme ecclésiastique principalement en France jusqu'au Décret de Gratien*, Dijon, 1909, p.184.
- 20) 例えばデュ・カンジュは明確に altare を ecclesia と同義として取り扱っているし、レヴィヤン、シャンポーの両者においてもこれら二つの区別が前提とされている様には見えない。
- 21) Lemarignier, *Le monachisme*, p.378, n. 69. このいささか唐突な示唆の背後に、筆者はトゥベールの次の様な議論の影を見ずにはおれない。彼によれば10~11世紀ラティウム修道院の私有教会網発展については、次の二つの段階を区別する必要がある。第一は11世紀中葉までの時期で、この段階に於いては修道院所領の拡大・結晶化はなにより所領政策として行われていたのであり、教会は土地・諸権利の付属物としてしか取り扱われていない。これに対して、1050~60年頃以降修道院は、一方で一旦手に入れた教会をもはや決して手放さず、他方で俗権とは区別された教会裁治権のみを単独で獲得するケースが出てくる。Toubert, *op. cit.*, pp.883-89; *id.*, art. *cit.*, pp.421-25.

(未完)

superius nominate sinodales ex toto consuetudines monachorum con-
tioni ob sue remedium anime libens tribueret... Nequaquam apud eos
ulla rei hujus fuit difficultas...”

- 10) 979–89, Hugues, archev. de Rouen; 1035, Gilduin, archev. de Sens; 1042–3 et 1045, Imbert, év. de Paris; 1055, Elinaud, év. de Laon; 1066, Guy, év. d’Amiens; 1070, Geoffroi, év. de Paris; 1098, Guillaume, év. de Paris. cf. Lemarignier, *Etude*, p.88, n. 14.
- 11) Levillain, L., Etudes sur l’abbaye de Saint-Denis à l’époque mérovin-
gienne III, dans *Bibliothèque de l’Ecole des Chartes*, 77, 1926, pp.49–50.
この長大な論文の当該箇所は、653年の日付を持つパリ司教ランドリの文書の真
偽を検討している部分であるが、この文書にはサン・ドニ所有下の教会における
circada と synodum についての負担の解除の一節があり、レヴィヤンはこの
synodum et circada 解除或いは留保の用例が11世紀中葉のそれである事をもっ
て、当該文書の作成年代1058年の根拠の一つとしているのである。この論文とル
マリニエの学位論文との関係については、後者の史料レフェランスの形態を見よ。
尚、1974年の段階ではルマリニエは更に王文書の網羅的な調査から、王による確
認という形で知られる用例を拾い出している (Lemarignier, *Le monachisme*,
p.378, n. 70 et p.379, n. 71) が、いずれも1030年代以後のものである。
- 12) Champeaux, E., Quelques observations qui doivent précéder une étude
du personat au XIe siècle, dans *Mélanges P. Fournier*, Paris, 1929, pp.
53–69.
- 13) incorporation については差し当たり, Berlière, *L’exercice du ministère
paroissial... du XIIe siècle*, art. cit., surtout pp.349–51; Feine, H. E.,
Kirchliche Rechtsgeschichte, Die Katholische Kirche, 5 aufl., Köln/
Wien, 1972, S. 399–401 u. 409–11; Gaudemet, J., *Les institutions ecclési-
astiques en France du milieu du XIIe siècle au début du XIVe siècle*,
dans *Institutions ecclésiastiques*, op. cit., pp. 215–16.; id., *Le gouverne-
ment*, pp.288–89 を参照。但し、諸家が指摘する通り、具体的な司教—修道院—
司祭関係は実は個々のケースで様々であり、13世紀以降に確立する法理と12世紀
以前の現実を直ちに平行に考える事ももちろん出来ない。
- 14) Lemarignier, *Les institutions*, p.67. 彼が incorporation に言及するのはこ
こだけである。
- 15) クレルモン公会議, c. 7: “Ut altaria congregationibus canonicorum vel
monachorum per personas data, mortuis personis libera redeant in
manus episcoporum, nisi fuerint illis per eorum scripta vel privilegia
confirmata.” Mansi, XX, col. 817. cf. c. 6, *loc. cit.*
- 16) C. 1, q. 3, c. 4.: “Quesitum est de episcopis, qui altaria monasteriis data
frequenter redimi pecunia compellebant, quia quidam symoniacae pra-
uitatis usus in Galliarum partibus iam diutius inoleuit, ut ecclesiae vel
decimae (que vulgari uocabulo apud eos altaria nuncupantur) monas-
teriis datae sepius ab episcopis sub palliata auarita uenduntur, mortuis
nimirum seu mutatis clericis, quos personas uocant. Nos auctore Deo
uenalitatem omnem tam ex rebus quam ex ministeriis ecclesiasticis
propellentes hoc ulterius fieri auctoritate apostolica prohibemus, sicut
etiam prebendas omnes uenundandas interdiciamus. Porro quecumque
altaria uel decimas ab annis triginta et supra sub huiusmodi redemp-

註

- 1) Imbart de la Tour, *op. cit.*, pp.270ssq; Thomas, P., *Le droit de patronage laïque au moyen âge*, Paris, 1906, pp.76ssq; Dumas, A., *op. cit.*, pp.289ssq; Aubrun, M., *op. cit.*, pp.78ssq.
- 2) 『弁明』, PL, 139, col. 465-6: “Est etiam alius error gravissimus, quo fertur altare esse episcopi, et ecclesia alterius cujuslibet domini”. 『書簡14』はこの区別を異端として非難するだけで具体的内容には触れない。 *ibid.*, col. 441.
- 3) 既に見た様に、アボンは司教裁治権と教会財産所有を次元の異なる問題と考えている。これは『書簡14』では「これらの財産は、王国が王の手にある様に司教の手にある」と表現されており (*loc. cit.*: “Nam predicatae res in manu sunt episcopi, sicut regnum in manus regis”), 更に彼が『弁明』・『書簡14』の双方において具体的に論じているのが実は decima である事から、司教側が行った主張は当然これとは反するもの、即ち特定教会財産・諸収入の分割とその一部に対する排他的徴収であったと考えざるを得ない。尚、decima についてはこれが altare と ecclesia のどちらに属するのかで論者の中に意見の不一致があるが、文脈上司教側の主張としてはこれは当然 altare の一部という事になる。又 altare と ecclesia の問題には一切触れずに当該箇所を decima のみで論ずる研究者もいる。Constable, G., *Monastic Tithes from their Origins to the Twelfth Century*, Cambridge, 1964, pp.79ssq. アボンについては、前述した当時の複雑な政治状況との関連もあり、別の機会に論じ直してみたい。
- 4) Lemarignier, *Le monachisme*, pp.380-1.
- 5) *Id.*, *Etude*, pp.72-74.
- 6) *Ibid.*, pp.84-110.
- 7) 973, Arnoul, év. d'Orléans; 1004, Avesgaud, év. du Mans; 1034, 1038 et 1048, Thierry, év. de Chartres; 1045, Isembart, év. d'Orléans; 1060, Agobart, év. de Chartres. cf. Lemarignier, *Etude*, pp. 84-86.
- 8) 前註の内、1004年、1034年、1048年及び1060年は ecclesia.
- 9) Actus pontificum Cenomannis in urbe degentium (*Archives historiques du Maine II*), éd. par Busson et Ledru, pp. 360-62, cité par Lemarignier, *Etude*, p.87, n. 13: “Ego Suavis miles... quendam locum meo tempore constructum a genitore meo... juxta castellum quod, jure hereditario, dono senioris mei Gervasii, teneo... et quicquid ad eundem pertinet vel pertinere videbitur, videlicet decimam, viariam, furti, raptus et sanguinis omnes omnimodis totius loci reditus et consuetudines, cum ecclesia et quicquid ad eandem pertinet ecclesiam vel pertinere videbitur, totam videlicet decimam totius parochiae sancti Joannis et sepulturam et primitias spontaneaue dona que ei dabuntur in terris cultis et incultis cum silvis et pratis et aquis ad ipsam pertinentibus, omnesque redibitiones quas hactenus in proprios usus tenuimus omni tempore, ab hodierna die ac deinceps, totum ex integro de jure meo in potestatem et dominium congregationis monasterii Mitiacensis possidendum trado... Hortati etiam in hoc tam ego quam dominus meus Gervasius atque ammoniti a supradicte... congregationis patre venerando Fulchone..., adivimus... antistitem Cenomanensem Herbertum, multimoda id prece deposcentes quod ipse a Deo pontifex constitutus altarius ecclesie longe

を行う場合、これは小教区名義資格 = *personatus* の修道院による取得と解され、故に当該小教区教会には *vicarius* が立てられるとするのであり、ルマリニエの類型は基本的にこの二形態の区別に基づくものと思われる¹⁷⁾。

従ってルマリニエの修道院による教会所有の三形態とは、以上の研究史を背景として、史料的には、①シャンポーによって検討された形態、②当初はレヴィヤンを通して検証した司教による *synodum et circada* のみの留保、③ノルマンディーおよびル・マンにおいて彼自身が見出した用例、という本来は異なる問題関心のもとに調査されてきたものを、1974年の段階で最終的に地理的・時間的な枠組みを与えて独自に整理したものとする事が出来る。

以上の様なルマリニエの議論に対しては、しかしながら以下の様な問題点が指摘されねばならないであろう。第一に、繰り返すが彼の史料調査は本来異なる関心で行われた断片的な作業をまとめなおしたものにすぎず、事実この点については彼自身が *altare*, *synodum*, *circada* などの用例の調査を司教区ごとに行う必要性を強調しているのである¹⁸⁾。第二は、*altare* 問題と修道院の教会所有というそれは、研究史上むしろ異なるレベルで行われてきたという点である。後者についてそれが *altare* に触れるのは、それはアボンのテキストとの関連であるよりは、例えば前述のクレルモン公会議規定中の「ガリアでは *altare* と呼ばれている *ecclesia* 又は *decima*」という一節の存在や¹⁹⁾、問題となる文書中当該教会が *altare* と表現されているケースが多いからであり、この場合当然にも *altare* と *ecclesia* の区別などは意識されない事が多い²⁰⁾。従って司教による修道院への *altare* 譲渡を軸に、アボンのテキストから *persona* 問題までを一貫した文脈の中で包括的に論じた事こそがルマリニエの最も大きな業績と考えなければならないのだが、この点自体、即ち10世紀末から12世紀初めという激動期における *altare* と *ecclesia* の区別の問題、或いは *altare* の具体的内容、更には修道院の教会所有の実態を、ルマリニエの様に地理的・類型的視点のみによって処理できるか否かは再検討する必要があるであろう。第三に、ルマリニエは1974年の段階で初めて註記の形で、修道院が *altare* とともに当該所領を所有している場合の両者の取得の前後関係に触れている。彼によるとあくまで印象のレベルであるが、カロリング期から1030年頃までは土地即ち所領の取得が教会のそれに先行するが、それ以降この関係は逆になるという²¹⁾。この問題は私見によると極めて重大である。何故なら、1030年頃以降における、修道院への *altare* 譲渡という形態による司教の小教区政策なるものは今日までのところこれを主張するのはルマリニエのみで、先の示唆はこの問題と直接関連するからである。

る¹²⁾。論の進行上、この論文の内容をそのまま紹介しておきたい。彼はまず検討すべき「定説」として以下の議論を提出する。即ち、まず司教が altare を有力者たちに与え persona とするが、後者はその司牧を vicarius に委ねる。その後彼らはこの altare を修道院或いは参事会教会に譲渡する。この状態の下で司教は vicarius の変更の際に redemptio と呼ばれる負担を要求していたが、1095年クレルモン公会議はこれをシモニアとして禁じた。以上をシャンポーは以下の三つの課題検討を通して批判する。① persona と redemptio は必ず結びつくか。persona は司祭自身と解さねばならず、また司教が行うその変更の際なんらかの負担が必ず強制されるとは限らない。② persona と vicarius 制度は必ず結びつくか。persona 自身が司牧にあたっていると解されるケースがあり、他方一つの altare に複数の persona が配置されている用例から、vicarius 制度はこの persona 間の階層関係から生まれたと考えられる。③ redemptio はシモニアと言えるか。redemptio とはそもそも買戻しを意味し、むしろ封建法に類似するものが見出せる。以上からシャンポーは、persona が司祭自身であり、彼に対して司教が裁治権並びに任命権を行使する修道院の教会所有という像を引き出すのであるが、実は彼が検討した史料は全てランス大司教管区のそれであり、これこそがルマリニエが修道院の教会所有の第一形態として提示するものに他ならない。

この際注意すべきはこの修道院の教会所有の問題についての次のような研究史上の背景である。修道院の教会所有の問題について従来議論となってきたのは、第一にいわゆる incorporation であり、第二に redemptio, persona のそれであったように思われる。incorporation とは特に小教区教会が他の教会・修道院の中に編入・合体される制度で特に plena jure とされる時司教権からの完全な独立が達成されるとみなされているが、その起源・法的性格については様々な議論がある。本稿にとって重要なのは、通常この制度下に置かれた小教区においては、vicarius と呼ばれる聖職者が修道院長によって選ばれ実際の司牧にあたとされている点であり¹³⁾、ルマリニエ自身1962年の概説において前述の第二形態との関連でこれに触れている¹⁴⁾。第二の点については最終的に『グラチアヌス教令集』に収められた前述クレルモン公会議規定が、小教区司祭 = persona の死の際には altare が司教に戻る事を前提に¹⁵⁾、司教がこの際永らく当該 altare 所有修道院から redemptio 支払いを強制していた事をシモニアとして禁じ、同時に30年以上にわたってこの状態の下 altare を所有してきた修道院にはこの後の正当な所有を保証する一方で、司教には毎年のサンス徴収権を認めている¹⁶⁾。この一見強力な司教権を前提とする状態に対して、他方でデュ・カンジュは司教が修道院へ「persona 解除」と表現される altare 譲渡

院が *altare* を譲渡される場合、司教は *synodum et circada* のみを留保する。この場合、修道院が *persona* となり、修道院長が *vicaire desservant* を指名することになる。サンス、オルレアン、パリ司教区でとりわけよく見られる形態。③司教は全ての諸権利を修道院へ譲渡する⁴⁾。

彼がこのような独特な議論を行う背景は二つある。まず第一に、彼のこの問題に関する研究の出発点となった1937年学位論文は、そもそもノルマンディーの修道院が所有する広範な裁治権特権・免属の起源および背景を論じたものであり、それは具体的には *consuetudines episcopales* の所有・行使として現れる事は既に触れた。彼によるとノルマンディーにおける *consuetudines episcopales* とは、*decima*, *premissa*, *sepultura* 等の教会諸収入に留まらず司教区会議・巡察についての諸権利・収入、教会裁判権を含み、これらを持つ修道院は一方では *persona* として小教区の *titulaire* であり、他方教会裁治権者として司教から独立する⁵⁾。以上を前提として、次に彼は地域比較のためにサンス、トゥール大司教管区における調査を行うが⁶⁾、その結果次の三点が検証されたのである。①10世紀後半から11世紀にかけてオルレアン、シャルトル、ル・マン司教が、修道院所有下の教会に関し *synodum*, *circada* その他の負担から解放している⁷⁾。②この際多くの場合当該教会は *altare* として現れている⁸⁾。ノルマンディーにはなかったこの *altare* の具体的内容は1036年のある文書から明らかになる。即ち、ある *miles* が Saint-Mesmin de Micy に教会およびそれに付属するものとして *decima*, *sepultura*, *premitia* を譲渡した際、それと別に彼はル・マン司教に *altaris sinodales consuetudines* を同修道院へ譲渡する様求めている⁹⁾。従って *altare* とは司教のみが譲渡し得る教会裁治権を含み込んでいる。③事実同じく10世紀末から11世紀一杯ルアン、サンス、パリ、ラン、アミアンの司教・大司教が修道院に *altare* を譲渡しつつ、*synodum et circada* は留保する用例がある¹⁰⁾。

以上の様に要約されるルマリニエの議論に対しては、次の二点を作業上の問題として指摘しておかねばならない。①彼は *altare* の系統的な調査を行ったわけではない。むしろ司教裁治権の譲渡或いは留保を問題として、そこから派生的に *altare* が現れた。②彼のノルマンディー以外の地域における特に *synodum et circada* 譲渡・解放・留保の調査は、少なくとも1937年の段階ではその大半を実は「メロヴィング期のサン・ドニ修道院の研究」と題するレヴィヤンの論文に負っていたものと思われる¹¹⁾。

第二は、修道院による小教区教会所有の法的意味づけに関してであるが、この点について少なくとも1974年の段階で彼が直接依拠しているのは「11世紀の *persona* 研究のためのいくつかの予備的考察」と題するシャンポーの論文であ

II

以上の様な研究状況にあって、本稿の課題に直接関連するのは、修道院の教会所有に対する司教の干与の有無、及びそれらの教会における司教権行使の具体相である。

ところでルマリニエによれば、本稿がその対象とするパリにおいては、司教による修道院への小教区司牧委任政策が1030年頃から始まり、それは *altare* の譲渡という形で行われ、しかもこの際 *synodum et circadum* の司教への支払いという形による留保がなされたはずである。本節では、特に *altare* と司教—修道院関係についての彼の論拠を更に細かく検討し、研究史を整理したい。

まず第一は *altare* である。*altare* とは字義通りには祭壇の意味であり、歴史上実に様々な形で使用された言葉である。従ってこの語にある特定の意味を読み込むためには、なんらかの形で状況が特定されていなければならない。そして10世紀後半に現れる *altare* と *ecclesia* の区別については、これが一般的には、当時の教会財産・権利の侵害に対する一部教会法学者の対応であり、特定的にはその直前に破壊的な結末を迎えたフランス司教団と修道院との全面的対決の中で司教側からなされたものであるとする点で研究史は一致する¹⁾。参照箇所は常に前述アボンの『弁明』『書簡14』であるが、注意すべきはアボンにおいてこの区別は「誰であれ領主のものである *ecclesia*」と「司教のものである *altare*」としか表現されておらず²⁾、ルマリニエをも含め研究者は全てこれを「(領主によっても) 所有可能な *ecclesia*」と「聖なる性格を持つ *altare*」と読み換えた上で、種々の教会財産・諸収入を適宜それぞれに振り当てているのであり、筆者もテキストの文脈上それ以外の読みの可能性は少ないと考える³⁾。

その後、*altare* をもが修道院・俗人領主を含めその所有の下に置かれるようになるとする叙述までは共通のものであるとして、ルマリニエの独自性は次の主張、即ち、この *altare* には単に純教会関係諸収入が意味されるのみならず、司教裁治権をもが含み込まれているとする点にあり(他の論者は、後には *altare* と *ecclesia* の区別が無意味になった事をむしろ強調する)、それを前提に彼は修道院の教会所有の次の様な三形態を想定する。①司教は修道院に *altare* を譲渡するが、*persona* としての資格は譲渡しない。この場合、修道院は司教に小教区司祭を推薦し後者がこれを任命する。ランス大司教管区で一般的なケースであり、1095年クレルモン公会議以後ノーマルとなった形態。②修道

- 1934, col. 1238-56; id., La restitution des églises privées au patrimoine ecclésiastique en France du Xe au XIe siècle, dans *Revue d'histoire du droit français et étranger*, sér. 4, 27, 1949, pp.399-424.; Chedeville, A., Les restitutions d'églises au faveur de Saint-Vincent du Mans. Contribution à l'étude de la Réforme grégorienne, dans *Cahiers de civilisation médiévale*, 3, 1960, pp.209-17; Devailly, G., Les restitutions de paroisses au temps de la réforme grégorienne. Bretagne et Berry: étude comparée, dans *Bulletin philologique et historique*, 1971, pp.582-597; Toubert, P., *Les structures du Latium médiéval*, Rome/Paris, 1973, pp.881ssq.; Aubrun, M., *La paroisse en France des origines au XVe siècle*, Paris, 1986, pp.69-105. 尚, フランス学界においては「私有教会」とは, その起源ではなく法的地位に関わる点に強調点が置かれてきた。従って俗人が修道院に教会を寄進しても, それは「私有教会」であり続けるのである。
- 35) Avril, J., Recherches sur la politique paroissiale des établissements monastiques et canoniaux (IXe-XIIIe siècles), dans *Revue Mabillon*, 59, 1980, pp.453-517; id., Moines, chanoines et encadrement religieux des campagnes de l'ouest de la France (fin XIIe-début XIIIe siècles), dans *Istituzioni monastiche e istituzioni canonicali in Occidente 1123-1215*, Milano, 1980, pp.600-78; Constable, G., Monasteries, rural churches and the cura animarum in the early Middle Ages, dans *Cristianizzazione... op. cit.*, pp.349-95. ドゥヴァイは修道士と司牧との問題を論じつつも, 次に述べる在俗教会組織との関連ではそのマイナス要因をむしろ強調する。Devailly, G., Le clergé régulier et le ministère paroissial, dans *Cahiers d'histoire*, 20, 1975, pp.151-69.
- 36) Berlière, U., L'exercice du ministère paroissial par les moines dans le haut Moyen Age, dans *Revue Bénédictine*, 39, 1927, pp.227-50; id., L'exercice du ministère paroissial par les moines du XIIe au XVIIIe siècle, dans *ibid.*, pp.340-65.
- 37) Toubert, *op. cit.*, pp.855-930; id., Monachisme et encadrement religieux des campagnes en Italie aux Xe-XIIe siècles, dans *Le istituzioni ecclesiastiche*, pp.416-43. 彼の議論の要点は, ①修道院の私有教会網発展の当初から, 司教はこれに関与しており, 修道院の免属・裁治権特権は, これを管区司教との関連で修道院のイデアルな自治圏を保証する事を目的とする抽象的な自由と理解する事は間違っている。むしろ, その法的レベルを問わず, その従属下に置かれた農村大衆の日々の司牧に対する責任との結び付きを強調せねばならない。②11世紀後半以後の司教権回復過程において, 司教と修道院の対立を過度に強調するのは事実に反する。この時期問題になっていたのは, 一方では聖俗の区別であり, 他方では社会の全てのレベルにおける宗教意識の向上なのであって, この文脈で, 修道士には観想の, 在俗聖職者(ここでは特に小教区司祭が念頭に置かれている)にはある程度の律修生活を, 俗人にも特に結婚の教会法に則ったあり方をそれぞれ要求したのであって, 司教・小教区司祭と修道院との関係も相互の役割・諸権利を認めあう事を前提に, それらを法的に確定しようとするものであり, これを可能にしたものこそ修道院の私有教会網で既に確立していた司牧管理システムなのである, にまとめられる。

- ており、これは司教権強化には必しもつながらない。Berlière, U., Archidiaconés et exemptions privilégiées de monastères, dans *Revue bénédictine*, 40, 1928, pp.116-22; Généstal, R., La patrimoine de l'archidiaconat dans la province ecclésiastique de Rouen, dans *Mélanges P. Fournier*, Paris, 1929, pp.285-91. archidiaconus については、研究史上の問題を含め、まとめて別稿に譲りたい。
- 28) 彼の学位論文のそもそのテーマが実は免属なのであり、P. フルニエの示唆の下その形成をカロリング体制の崩壊への対応という文脈で考えようというもので、事実彼の初期の関心はむしろここにあったし、他方その後彼が「グレゴリウス改革」「修道会」を好んで取り上げるのは、なにより12世紀以降の王権のあり方が念頭に置かれている。この際注意すべきは、まず第一に彼はこの問題を、修道院の内政面における管区司教からの独立と考えた上で、その起源・経緯を広く国制の中で論じているのであり、他方、教会内の中央集権的組織との関連ではこれを11世紀以降の歴史的派生物とみなしているらしい点である。第二には、彼はこの狭義の免属から裁治権特権（修道院所有下の教会に対する教会諸権利の行使・受益）を明確に区別している点である。尚、彼の基本的な関心の所在は、Lemarignier, J.-F., *La France médiévale*, Paris, 1971 がよく伝えている。
- 29) 通称フリッシュ・マルタンの教会史概説の第7巻は『俗人の権力下にある教会』と題され、そこでは在俗教会の墮落・混乱と修道改革が叙述される。Amann, E. et Dumas, A., *L'Eglise au pouvoir des laïques (888-1057)*, Paris, 1948. 因に、次の第8巻は『グレゴリウス改革とキリスト教の再征服』と題され、改革教皇座の歴史と同じく修道制が語られる。Fliche, A., *La Réforme grégorienne et la reconquête chrétienne (1057-1125)*, Paris, 1950.
- 30) 最近の最も典型的な叙述として、Fossier, R., *Enfance de l'Europe*, Paris, 1982, 2 vol. surtout t. I, pp.345ssq. を挙げておく。
- 31) 最も重要な業績として、Violante, C., Il monachesimo cluniacense di fronte al mondo politico ed ecclesiastico (secc. X e XI), dans *Spiritualità Cluniacense*, Todi, 1960, reproduite dans *Studi sulla Cristianità medioevale*, Milano, 1972, pp.3-67. 直接の引用部分は、id., *La pataria milanese e la riforma ecclesiastica. I: Le premesse (1045-57)*, Roma, 1955, p.113. 尚、彼とルマリニエとの間には直接的な関係が存在した。cf. Id., *La società milanese nell'età precomunale*, Roma/Bari, 1981, p.XI; Lemarignier, J.-F. et Vauchez, A., L'opera di Cinzio Violante nella storiografia medioevalistica contemporanea, dans *Studi sulla Cristianità medioevale*, pp.XVssq.
- 32) Chevalier, B., Les restitutions d'églises dans le diocèse de Tours du Xe au XIIIe siècle, dans *Mélanges Labande*, Poitiers, 1974, pp.129-43; 宮松浩憲「領域支配とグレゴリウス改革」『西洋史学』115, 1979, pp.158-79.
- 33) Lemarignier, J.-F., Lamon, E. et Gazeau, V., Monachisme et aristocratie: autour de Saint-Taurin d'Evreux et du Bec, dans *Aspects du monachisme en Normandie (IVe-XVIIIe siècles)*, Paris, 1982, pp.91-108.
- 34) Imbart de la Tour, P., *Les paroisses rurales du IVe au XIe siècle*, Paris, 1900; Dillay, M., Le régime de l'église privée du XIe et XIIIe siècle dans l'Anjou, le Maine et la Touraine, dans *Revue d'histoire du droit français et étranger*, sér. 4, 4, 1925, pp.253-94; Mollat, G., v° Bénéfices ecclésiastiques, dans *Dictionnaire d'histoire et de géographie ecclésiastique*, 7,

ブ報告を行っている。Guillot, O., Un exemple de la méthode suivie par Abbon de Fleury pour recueillir et ordonner les textes: à partir des lettres de Grégoire le Grand incluses dans l' "epistola XIV", dans *Le istituzioni ecclesiastiche*, pp.399-405. 又ルマリニエ自身のこの時期についての全般的叙述は, Lemarignier, J.-F., Structures monastiques et structures politiques dans la France de la fin du Xe et des début du XIe siècle, dans *Il monachesimo nell'alto medioevo e la formazione della civiltà occidentale*, Spolète, 1957, pp.357-400.

- 16) ここで問題となるのは同じく『書簡14』の最終部分, 聖職者の諸義務, とりわけモラルと独身に関する諸権威の集成の箇所であり, その編纂意図である。PL, 138, col. 449-60. ルマリニエはここではウーリーのこの書簡に対する意見, 即ちサン・ジュリアン・ドゥ・トゥールの修道院長ゴズベールが, この修道院財産の保全とそれに当然付随する小教区司祭の監督の助言をアボンに求めたとする解釈にそのまま従っている。Dom Oury, art. cit., p.89.
- 17) 彼がここで依拠するのは, フルーリーにおけるアボンの後継者ゴズランの伝記, 及びこの修道院所領に関するアッキアルディの未刊行の修士論文である。André de Fleury, *Vie de Gauzlin, abbé de Fleury*, éd., par R.-H. Bautier et G. Labory, Paris, 1969; Acchiardi, M.-F., *L'abbaye de Saint-Benoît-sur-Loire et ses dépendances bourguignonnes jusqu'en 1108*, 1974. [筆者未見]
- 18) この点に関して彼が挙げるのは, 1031年のリモージュ及びブルジュ教会会議規定である。Mansi, *Sacrorum conciliorum nova collectio*, XIX, col. 501-48. cf. Devailly, G., *Le Berry du Xe au milieu du XIIIe siècle*, Paris/La Haye, 1973, pp.148-53; Hefele-Leclercq, IV-2, pp.952-59.
- 19) cf. Lemarignier, J.-F., *Le gouvernement royal aux premiers temps capétiens (987-1108)*, Paris, 1965.
- 20) cf. de la Motte-Collas, M., Les possessions territoriales de Saint-Germain-des-Prés du début du IXe au début du XIIe siècle, dans *Revue d'Histoire de l'Eglise de France*, 43, 1957. pp.49-80.; Lemarignier, *Le gouvernement*, pp.91-92.
- 21) cf. Yver, J., Les premières institutions du duché de Normandie, dans *I Normanni e la loro espansione in Europa nell'alto medioevo*, Spolète, 1969, pp.299-366; Musset, L., Naissance de Normandie, dans *Histoire de la Normandie*, Toulouse, 1970, pp.75-130; Lemarignier, *Les institutions* pp.73-75.
- 22) cf. Douglas, D., Les évêques de Normandie (1035-1066), dans *Annales de Normandie*, 8, 1958, pp.87-102.
- 23) Fauroux, M., *Recueil des actes des ducs de Normandie (911-1066)*, 1961, n° 34; n° 36; n° 35; n° 53. [筆者未見]
- 24) *Ibid.*, n° 4; n° 9. cf. Lemarignier, *Etude*, pp.50-62.
- 25) Id., Paix et réforme en Flandre et en Normandie autour de l'année 1023, dans *Mélanges Yver*, Paris, 1976, pp.443-68.
- 26) Id., La dislocation du "pagus" et le problème des "consuetudines" (Xe-XIe siècles), dans *Mélanges Halphen*, Paris, 1951, pp.35-72.
- 27) Id., *Les institutions*, pp.112-13. 研究史の上からはむしろ, ノルマンディーに於ける俗人・修道院による archidiaconus 制の "家産化" とその持続が強調され

- I, 1907, n° 70 (1993: Hugues Capet) [筆者未見]. 教会所領の権力基盤がインムニタースからいわゆるバン領主権に変質していくという議論はルマリニエ自身のそれである。Lemarignier, J.-F., *De l'immunité à la seigneurie ecclésiastique. Les "territoires coutumiers" d'églises en Il-de-France et dans les régions voisines d'après les diplômes des premiers Capétiens (987-1108)*, dans *Mélanges Le Bras*, Paris, 1965, t. II, pp.619-30.
- 6) この間の事情は987年のユグ・カペー即位以後の複雑な政治状況, ローマと「フランス司教団」の微妙な関係など問題が錯綜している。差し当たり, Lot, F., *Etudes sur le règne de Hugues Capet et la fin du Xe siècle*, Paris, 1903, pp.1-129, surtout 31-88; Hefele-Leclercq, *Histoire des conciles*, IV-2, pp.837ssq; Riché, P., *Gerbert d'Aurillac. Le pape de l'an mil*, Paris, 1987, pp.111-45; id., *Gerbert et le Gallicanisme du Xe siècle au XIXe siècle*, dans *Revue d'Histoire de l'Eglise de France*, 72, 1986, pp.5-17.; Lemarignier, *Les institutions*. pp.44-48. を参照。
- 7) 彼が直接検討したアボンの著作は, 彼が推定する作成年代順で, ①『教会法集成』, *Collectio canonum*, PL, 139, col. 473-508., ②『弁明』 *Apologeticus*, *ibid.*, col. 461-72, ③『書簡14』 *Epistola XIV*, *ibid.*, col. 440-60 である。以下の議論は, 彼自身の Lemarignier, J.-F., *L'exemption monastique et les origines de la réforme grégorienne*, dans *A Cluny. Travaux du congrès de Cluny, 1949*, Dijon, 1950, pp.288-340 を基に, Dom Oury, G., *La reconstruction monastique dans l'Ouest: l'abbé Gauzlin de Saint-Julien de Tours (v. 990-1007)*, dans *Revue Mabillon*, 1964, pp.69-124 によって修正を加えられたものである。アボンについては, Fournier, P. et Le Bras, G., *Histoire des collections canoniques en Occident depuis les Fausses Décrétales jusqu'au Décret de Gratien*, t.I, Paris. 1931, pp.320-30 参照。
- 8) 『教会法集成』, PL, 139, col. 476-77.
- 9) 彼の三身分とは, 修道士, 聖職者, 俗人というそれである。『弁明』, *ibid.*, col. 463-64. cf. Batany, J., *Abbon de Fleury et les structures sociales vers l'an mil*, dans *Etudes ligériennes d'histoire et d'archéologie médiévales*, Auxerre, 1975, pp.9-18; Duby, G., *Les trois ordres ou l'imaginaire du féodalisme*, Paris, 1978, pp.112ssq; Poly, J.-P. et Bournazel, E., *La mutation féodale, Xe-XIIIe siècles*, Paris, 1980, pp.227ssq.
- 10) 『書簡14』, PL, 139, col. 440-41. この際彼にあっては「祈禱者身分」中修道士に決定的な優位が与えられており(前註参照, アボンはここでマルタとマリアの例を引く), 参照箇所直後には, 教会の奉獻物を不当に取り扱う司教の *judicio* その他の叙述が続く事から, ここで考えられている「神において仲立ちする者」とは端的に修道士を指すと考えてよいだろう。
- 11) 『弁明』, *ibid.*, col. 465-66; 『書簡14』, *ibid.*, col. 441.
- 12) 『書簡14』, *ibid.*, col. 441-2. 彼がここで強調するのは, 司教権の *ordinatio* という性格であり, 逆に教会財産を我が物とする司教の *avaritia* が攻撃されている。
- 13) 前註10) 及び11) の箇所を参照。
- 14) 『書簡14』, PL, 139, col. 442.
- 15) ここで問題となるのは『書簡14』の中間部分, 即ち教皇グレゴリウス1世の13通の書簡の再録部分である。 *ibid.*, col. 443-49. 既に述べたように1974年報告のこの部分は彼自身の1949年報告を基にしているが, この段階では更に彼の弟子ギヨが, アボンの作業過程を彼自身が使用したと思われる写本を使って論じなおすサ

トロールに分けられるが、とりわけ重要なのは後者である。何故なら後者は量的に圧倒的であるばかりでなく³⁶⁾、第二の問題、即ち在俗教会組織の再編・強化と直接的な関連を持つからである。この点について極めて明快な見通しを与えているのがトゥベールで、彼によると、司教と修道院との関係は当初から決して敵対的ではなかったのであり、司教権強化・在俗教会組織再建もそれは11世紀中に修道院所有下の教会で行われていた司牧管理システムを受け継ぐ形で行われた。即ち彼にとって(そしてルマリニエにとっても)、農村の司牧の枠組みは紀元千年頃に生じた社会の全般的変動と密接不可分な関係にあり、それを実質的に担い得たのは修道院の私有教会網で、それに対して司教も場合によっては積極的に関与し、逆にそこで確立された司牧管理システムこそが在俗教会組織再建の前提となるのである³⁷⁾。

註

- 1) Lemarignier, J.-F., *Le monachisme et l'encadrement religieux des campagnes du royaume de France situées au nord de la Loire, de la fin du Xe à la fin du XIe siècle*, dans *Le istituzioni ecclesiastiche della "societas christiana" dei secoli XI-XII, diocesi, pievi e parrocchie*, Milano, 1977. pp.357-98.
- 2) Id., *Etude sur les privilèges d'exemption et de juridiction ecclésiastique des abbayes normandes depuis les origines jusqu'en 1140*, Paris, 1937.
- 3) 修道院の所領政策について彼が列举するのは、同時期の所領明細帳の整備と現在ランスのみが刊行されているガリア・モナスティカの所与であるが、中世初期以来の修道院所領に対する積極的関心・評価は彼にあって一貫したものである。cf. Id., *Quelques remarques sur l'organisation ecclésiastique de la Gaule du VIIe siècle à la fin du IXe siècle, principalement au nord de la Loire*, dans *Agricoltura e mondo rurale in Occidente nell'alto medioevo*, Spolète, 1966. pp.451-86 et 571-83. 更に彼は最晩年、結果的には最後の仕事となった同じくスボレット研究集会における報告でシャルル・ル・ショーヴの治世期を取り上げ、7世紀から11世紀一杯までが通して同一の問題関心のもとに叙述されることとなった。Id., *Encadrement religieux des campagnes et conjoncture politique dans les régions du royaume de France situées au nord de la Loire, de Charles le Chauve aux derniers Carolingiens (840/843-987)*, dans *Cristianizzazione ed organizzazione ecclesiastica delle campagne nell'alto medioevo: espansione e resistenze*, Spolète, 1982. pp.765-811. ヒンクマールについては、*ibid.*, pp.778-87; Devisse, J., *Hincmar, archevêque de Reims, 845-882*, Genève, 1976, 3 vol. surtout t. II, pp.827ssq.
- 4) Boussard, J., *Actes royaux et pontificaux des Xe et XIe siècles, du chartrier de Saint-Maur-des-Fossés*, dans *Journal des savants*, 1972, pp.91-96, a° 989: Hugues Capet; a^{is} 997 et 999: Robert le Pieux. この内、altare と ecclesia が問題となるのは997年文書のみである。altare と ecclesia の区別については後述する。
- 5) Prou, M. et Vidier, A., éd., *Recueil des chartes de Saint-Benoît-sur-Loire*,

まず第一には全般的な問題、即ちこの時期の教会に関する諸問題にいかなる姿勢で臨むかという点に関わる。序においても既に触れた様に、この時期＝封建期に対する教会史の基本的認識は、これを一言で言って混乱と墮落で捉えるそれであり、その特徴は「俗人の手に握られた教会」という表現に尽きている。そしてこの文脈で特に修道制に注意が注がれるのは、それがこの世界の唯一の例外＝改革の温床とみなされるためと考えてよからう²⁹⁾。他方、伝統的に紀元千年頃の社会変動に大きな重要性を与え、そこに封建社会の成立を考える立場からの研究は、そこで生じた大きな社会的枠組みの組み換えの中に教會的要素、例えば小教区・司牧の領域的・法的再編・変質を当然にも含めて考える³⁰⁾。この点で、この現象を宗教的要素の世俗化という方向にではなく、逆にこの時期の社会に適合的な教会のあり方として積極的に意味づけたいとしたのがヴィオランテであり、彼の「封建的という形容詞からネガティブなニュアンスを取り去る必要がある」という主張なのである³¹⁾。従って、この見方から社会構造の変化或いはある種の秩序の安定にとっての宗教的・文化的契機が問題とされる場合、その具体的な内容・像は与えられた諸条件・コンテクストの中に現れてくるもので、普遍的・先験的なそれではありえない。

第二は、俗人領主層と修道院との関係の問題であり、ここでは次の二つの点を指摘しておきたい。第一は、いわゆる「私有教会返還」について、返還・寄進の背後に俗人領主側の政治的・経済的政策意図を見出し、かつその受益者がほとんど修道院であった事実に関心をもつ新しい研究動向であり³²⁾、第二はそれを前提として、特定領主家系群と特定修道院との人的・物的諸関係を問題とする研究の存在で、後者こそルマリニエが最晩年パリ第四大学のゼミナールにおいて学生との協同作業としていたテーマであった³³⁾。この点は思うに研究史上極めて重要である。何故なら、かつての研究は「私有教会」、即ちそれがどのような起源を有するものであろうと「私有」である教会の、つまりは封建社会の実情及びその克服過程が議論の目的であったのに対して、「私有教会制」或いは封建的教会のむしろ秩序安定的側面がむしろ積極的に評価されるようになれば、「返還」論文が結果的に明らかにしてきた状況こそがむしろ問題となるからである³⁴⁾。更にこの際、ヨーロッパ全土にその威光を放つ大修道院よりも地方の中小修道院が問題の要となるのはむしろ当然とさえ言えよう。

そしてこの前提となるのが、第三の問題、即ち修道院と在俗教会組織との関係なのである。この点については便宜上次の二つを分けて考えたい。まず第一には、最近の研究は修道院が小教区の司牧に果たした役割を益々高く評価する方向にある³⁵⁾。その具体的な形態は、修道士自らの直接司牧活動と在俗司祭コン

修道院の教会所有がその起源において領主権的なものと結びついていたという点であり、この特徴は②1030年代以降に現れる用語 *consuetudines episcopales* の中に顕著な形で示されている。この他地域には類例のない独特の用語の問題は次の考察を導く。まず第一に、司教権が慣習と認識されている事自体この地域における司教権の風化のひどさを示す。更にここでは *ecclesia* と *altare* の区別、*synodum et circadum* 留保についてもそれらの用語自体が使われておらず、この事は単にノルマンディーにこの時期在俗教会組織が再建されていない事を示すだけでなく、この地域における修道院の私有教会網の発展、即ち農村の宗教的枠組みの発展が、正しく前者の非在と相関関係にあったという重大な認識を要求する。と言うのも、第二に、この *consuetudines* という表現は当時、公権力解体の結果としての領主権を意味する用語そのものであって²⁶⁾、従ってここで問題となっているのも教会機関が所有する領主権と区別がつかないものであり、そこでは候によって付与される俗権領主権に司教権の解体・風化の結果としての教会裁治権が重畳しているが、当時の法観念ではどちらも一括して慣習と把握されているものなのである。即ち、前述の様に、候が戦略拠点修道院に与え、そこに教会が建てられ、聖俗両権力が修道院によって行使されている時、そこにあるのは一つの事実なのである。それではこのような状況は、11世紀後半以後司教を要とする在俗教会組織の再建にどのように対応し、その領主権的色彩を脱したのか。ルマリニエによればそれは次の二つの形でなされた。第一は修道院の裁治権特権を *archidiaconus* の管轄権限として取り扱うという方法であり、法的定義づけによって司教への従属関係にそのまま取り込む事になる²⁷⁾。第二は、修道院所有下の領域を所領ではなく、小教区として定義づける努力を行う事である。更に11世紀末には *synodum et circadum* の用語や *ecclesia* と *altare* の区別も現れるが、これらの表現は1世紀前のイル・ドゥ・フランスーオルレアネでは司教と修道院の対立の中から生まれたのに対して、ノルマンディーでは修道院から司教への穏やかな役割の引き継ぎとして機能した。そして修道院の教会所有の法制度的位置付けが終わった時、問題は唯一つしか残っていなかった。即ち免属がそれであるが、ルマリニエにとってこれはことさら教皇庁の問題なのではなく、むしろそれがなんであれ中央集権的組織の形成理論に関わるものなのである²⁸⁾。

以上の様に要約されるルマリニエの所論は、その提示する問題の広がりや議論の首尾一貫性によって、我々に問題の所在を示唆するところ大きいと思われるが、ここでは彼の議論の当否を直接論じるのではなく、本稿にとって必要な限り、この時期の教会と社会を巡る最近の研究動向を整理しておきたい。

なのは修道院側の積極的な所領政策である。修道院を中心に所領を拡大し、教会を建設し、所有の根拠を事あるごとに明確にしていく努力が積み重ねられる¹⁷⁾。②1030年代以降、依然として修道院の所領拡大政策は続くが、新しい特徴は何人かの司教がこれに関わってくる事、即ち小教区教会管理をむしろ修道院に委ねて来る事である。これは具体的には修道院への altare 譲渡という形で行われるが、この政策転換の理由として彼が指摘するのは適切な司牧活動再建の緊急性の司教側の認識であり¹⁸⁾、これは同時に修道院を中心として盛り上がりつつあった高き靈性・改革の精神に正しく合致するものであった。③1040年代以降、まさにこの時期王の主要な側近グループを形成する在地の中位領主たち¹⁹⁾が寄進によって修道院の私有教会網発展に寄与するようになる。かつては修道院財産の侵害・解体によって利を得ていた²⁰⁾彼らのこの政策転換の理由については彼は慎重ではあるが、彼が「封建制が解体したものを修道制がまとめなおす」と呼ぶ状況、即ち諸権利が解体された所領を修道院がそれを司牧の中心としての機能を結び付けつつ経営の統一によって再建するという事態に、中小領主たちが無関心ではいなかった点が強調される。以上の様に、イル・ドゥ・フランスーオルレアネでは、修道院・司教・俗人領主の三者が修道院の私有教会網発展に協同していた事が結論として主張される。

B) これに対してノルマンディーでは、決定的な重要性を持っていたのはノルマンディー侯の活動であり、彼はその権力と富において他を圧する存在であったとともに、修道院改革に極めて熱心であった²¹⁾。農村の宗教的枠組みに関してルマリニエは次の二つの時期を分けて考察する。①侯 Richard II の時期で、社会の最下層、農村のレヴェルまで教会組織を立て直そうとした時、彼はまさに修道院を使ったのである。なぜならこの時期ノルマンディーでは事実上在俗教会組織が壊滅状態であったから²²⁾。1025年の Fécamps, Jumièges, Bernay, Saint-Ouen のそれぞれ侯による財産確認文書²³⁾ は次の二つの事を教えてくれる。第一は各修道院によって所有されている教会がセーヌ河流域に集中しており、まさにここが当時のノルマンディーの生命線であった事から、ここには明らかに侯の領邦政策が見えすく。第二に Fécamps に限定すれば、この年は既に30年前から始まっていた動きの成熟点とみなし得る。即ちこの期間を通じてこの修道院は侯から寄進を受けた土地に教会を建設し続けてきたのである²⁴⁾。この「政策」はルマリニエによれば、同時期のいわゆる「侯の平和」政策と密接不可分の関係にある。即ち、カロリング型の王或いは皇帝の平和、司教主導の神の平和を共に拒否した「侯の平和」を支えていたのが、ルアン大司教とともにこれら修道院長であったからであり、その下部組織こそがこれらの修道院の所領一教会所有網に他ならない²⁵⁾。しかしながらノルマンディーの特殊性は、

②修道院側も *ecclesia* と区別される *altare* をも所有しようとするが、司教が裁治権を留保する事は当然と認めている事、即ちここでも依然としてヒンクマル理念が生きている事が説かれる。

以上の予備的考察の後、更に同時期フルーリー修道院領が俗人の侵害にあい、これに王が従来のカロリング的保護、即ちインムニタースで対応せず、修道院の領主権確保というやり方で応えるという事態⁵⁾が多発する状況の下で、司教側が私有教会所有に対する態度を硬化させ、この点について俗人と修道院を共に攻撃する背景を説明した後、933年頃のサン・ドニ教会会議を頂点とする両者の対決、そして修道士側のチャンピオン、アボンの論述の分析に移る⁶⁾。

ルマリニエによるとアボンの修道士擁護は三つのレベルに分けられる⁷⁾。第一は、対俗人に関わるもので、ここでは俗人による教会所有の弊害の強調⁸⁾、彼自身の三身分論における俗人の低い位置づけ⁹⁾、祭壇は「神において仲立ちする者」のためにあるという主張¹⁰⁾が主な議論である。第二は司教に対する攻撃で、単に俗人に与する司教へのそれに留まらず、より根本的なレベルのそれである。即ち、*ecclesia* と *altare* の区別は「一つの教会」に反する議論で¹¹⁾、更に司教が裁治権を持つにしても、これは教会の財産・諸収入が彼に属する事を意味しない¹²⁾、という。第三は修道士の擁護で、これは、①その高き靈性¹³⁾、②修道院財産の不可分・不可譲性の故である¹⁴⁾。以上の様に彼の議論は、司教に対する反論と修道院による教会所有の正当化の二つが相互補完的に組み合わされているのだが、これは更に次の方向に展開される。まず第一に、司教に対抗する姿勢は、修道院を管区司教のコントロールから離脱させる事へと発展する。アボンは修道院の私有教会所有と免属が結び付いている事をはっきりと認識していたとはいえ、この動きは後には敵対する司教に対する歯止めという限界を越えて拡大の一方を辿る事となる¹⁵⁾。第二は修道院の教会所有に必然的に関わってくる小教区司牧との関係であり、アボンは小教区司祭の靈的・徳的・知的資質についての責任を修道士が担うべきものと論ずるのである¹⁶⁾。

以上の10世紀末の状況整理を受けて、第二節ではA) イル・ドゥ・フランスーオルレアネ、B) ノルマンディーの両地域における修道院の私有教会網発展の政治・社会的背景を探る。

A) イル・ドゥ・フランスーオルレアネにおいていかなる力がこの発展に働いたのか。それは彼によると当然そこで考慮にいれられるはずの王ではない。11世紀の三人の王は確かに修道院に教会を譲渡していないわけではないが、それは間欠的・散在的でそこになんらかの意志的な政策を見ることは出来ない。修道院の私有教会網の発展について、王文書が教えてくれるのはむしろ全般的状況であり、次の継期的三段階である。①1030年頃までの時期で、ここで顕著

I

1974年メンドラの研究集会において、ルマリニエは「10世紀末から11世紀末までのロワール河の北のフランス王国における修道制と農村の宗教的枠組み」と題する報告を行った¹⁾。この報告は、1937年に出版された彼の学位論文『ノルマンディー修道院の免属及び裁治権特権の研究』²⁾をもとにするものであるとともに、その後の彼の学問的経歴の一環となる一連の研究の一部を成している。本節では、まずこの内容を紹介し、次いで当該時期の教会と社会を巡る諸問題を他の諸研究を交えて整理したい。

まずこの時期の社会に修道制が深く浸透していた事を強調した上で、ルマリニエは報告の目的が修道院の私有教会網にあることを明らかにし、問題点を三つ挙げる。即ち、①量の問題。一般的に言ってこの時期を通じて俗人による教会所有と修道院によるその比率が逆転する。②教会所有の法的性格についてはともかくとしても、この動きには修道院の小教区司牧に対する何らかの配慮が存在するのではないか。③しかしこの修道院の私有教会網の発展は同時に社会の諸構造の歴史とも関連しているのではないか。以上の見通しの下で彼の設定する作業は、①出発点として10世紀末をとり、とりわけアボン・ドゥ・フルーリーに注目する。②修道院の私有教会網の形成・発展にいかなる社会・政治状況が関わっていたかを、イル・ドゥ・フランスとノルマンディーという対照的な地域を比較することで明らかにする、の二点である。

「アボン・ドゥ・フルーリーの闘い」と題された第一節では、993年頃に生じた修道院の教会所有を巡っての彼の司教との争いが問題とされるが、それに先立って、一方では修道院の教会所有はそれより約半世紀早く開始されている事、そしてその背後にヒンクマールの政策理論が存在する事が指摘される。即ち、①小教区組織はあくまで、司教を要とする在俗教会組織の構成要素である、②しかし俗人の教会所有に対抗するため、司教のコントロール下にある修道院にむしろ積極的にこれを委ねる。即ちヒンクマールにあっては修道院の教会所有と司教権は矛盾するものではなく、アボンも基本的にはこの見方から離れない事が強調される³⁾。他方10世紀末はバン領主制の出現による社会の変容期であるが、ここでも修道院への譲渡を内容とする三つの王文書が例に出され、公権力の全般的解体と呼応して司教権の一部も修道院の手に渡るが、ここでは文書中 *altare* と *ecclesia* が区別されて使用されている事⁴⁾、また同時期 *synodum et circadum* の用語が現れるが、これは譲渡の対象とならない事が指摘され、ここから、①司教側に自らの裁治権を留保しようとする努力が存在する事、

点でとりわけ重要である。第一は、中世社会における彼らの占めた政治的・経済的・社会的等の地位による⁷⁾。この際筆者には彼らの俗的性格・教会人的性格を余りに載然と分けてしまう事はあまり生産的ではないように思われる。第二は、教会内における彼らの地位である。前述の様に最近の教会史研究の関心は、もはや一部教会人の特殊宗教体験や理論闘争に限定されないとはいえ、中世を通じてのキリスト教の浸透は疑いもない事実であり、この「上からの」動きと「下からの」対応こそが問題とされるべきで、この際司教周辺にこそ様々な動きが集約して現れていると予想する事はあながち無謀ではないであろう。

本稿は以上の様な問題関心を念頭に置くが、直接には10～12世紀における司教権行使の具体的あり方を検討する。この際、まず第一に、特にルマリニエの研究を中心としてこの時期の教会と社会を巡る問題を検討し、その中から本稿の直接の課題を設定する事としたい。

註

- 1) Avril, J., La fonction épiscopale dans le vocabulaire des chartes (Xe-XIIIe siècles), dans *Horizons marins, itinéraires spirituels (Ve-XVIIIe siècles)*, vol. I, *mentalité et société*, Etudes réunies par H. Dubois, J.-C. Hocquet et A. Vauchez, Paris, 1987, p.125.
- 2) cf. *L'évêque dans l'Histoire de l'Église, actes de la Septième rencontre d'Histoire Religieuse tenue à Fontevraud les 14 et 15 octobre 1983*, Angers, 1984.
- 3) 全般的には、ノウルズ(上智大学中世思想研究所編訳)『キリスト教史3 中世キリスト教の成立』, 講談社, 1981, pp.54-68, 92-99, 312-48を参照。更に, Southern, R. W., *Western Society and the Church in the Middle Ages*, Harmondsworth, 1970, pp.173-93; Bligny, B., L'église et le siècle, dans *Cahiers de civilisation médiévale*, 27, pp.7-8; Lemarignier, J.-F., Les institutions ecclésiastiques en France de la fin du Xe siècle au milieu du XIIe siècle, dans *Institutions ecclésiastiques*, Paris, 1962, pp.9-25, 49-77, 97-114.
- 4) cf. Gaudemet, J., *Le gouvernement de l'église à l'époque classique, IIe partie, Le gouvernement local*, Paris, 1979.
- 5) cf. Toubert, P., Eglise et Etat au XIe siècle: la signification du moment grégorien pour la genèse de l'Etat moderne, dans *Etat et Eglise dans la genèse de l'Etat moderne*, Madrid, 1986, surtout p.22. 彼はここで, 教会史研究の少なくとも一部には, 地域史なる概念がそもそも存在しなかった事を印象的に描き出している。
- 6) cf. Vauchez, A., *Les laïcs au moyen âge*, Paris, 1987.
- 7) 本稿が触れなかった, この時期・地域の司教に関する諸問題については, 渡辺節夫「11・12世紀フランス王権と司教座権力」『法制史研究』37, 1988を参照。

パリ司教と altare (10-12世紀)(上)

岡 崎 敦

序

ジョセフ・アヴリルがつい最近改めて指摘する様に¹⁾、ここ十数年以来中世の司教たちが神学者、教会法学者、歴史家の注意をとりわけ引き付けてきた事は、研究史の上からも興味深い現象である様に思われる。その背景を論ずる事は筆者の任ではないが、彼ら司教たちを十二使徒の正当な後継者として、かつ歴史的に彼らが果たした役割を冷静に評価する事が今日共有された認識と考えたい²⁾。

ところで本稿が問題とするのは、いわゆる「グレゴリウス改革」期前後のフランスの一地方パリにおける司教の活動であるが、研究史上、この時期の司教を要とする在俗教会組織については以下の様な説明が与えられている。即ち、カロリング期に王権と密接不可分な形で再建された在俗教会組織は、いわゆる「カロリング体制」の崩壊とともに混乱し、他方改革修道院が「免属」によって管区司教のコントロールを離れる。この後の「封建期」の教会、或いは「俗人の手に」握られた教会の墮落は司教以下の在俗聖職者に甚だしく、改革教皇座の政策によって再建・正常化されねばならなかった³⁾。以上の見方は、教会史を教皇を頂点に据える一元化された組織体の整備過程と考えてきた教会法制史の正道と正しく不即不離の関係にあるが、今日この前提自体が少なくとも一面的なものであると考えられ始めている。第一に、従来の教会法制史研究がそれをモデルとして取り扱ってきた「古典期」について、最近の研究はむしろその錯綜性・変化に、或いは建前と実態の乖離に注意を寄せている⁴⁾。第二は、教会史といえどもその土台が地域・時期を特定した個別研究に基づかねばならないという認識が益々強まりつつある⁵⁾。第三は、教会史研究を余りに特殊な宗教領域に限定する事への反省が少なくとも一部に見られる事である⁶⁾。

総じて、近年の教会史研究は、場合によっては俗人の聖性を論じる程の視野の拡大と、あまりにも均質・一元的な教会像の克服とによって特徴づけられるものと思われるが、この文脈で地方教会の要たる司教を問題とする事は次の二